

令和6年11月教育委員会定例会議事録

1 日時 令和6年11月26日（火） 午後2時45分から

2 場所 鈴鹿市立郡山小学校 2階 コンピューター室

3 出席 教育長 （廣田隆延）
教育委員会委員（笠井智佳、松嶋康博、服部直美、加藤貴也）

4 議場に出席した職員

教育委員会事務局教育次長（伊川歩）、教育委員会事務局参事（西村佳代子）、参事兼教育総務課長（鈴木明）、参事兼教育政策課長（白木敏弘）、学校教育課長（藤見忠）、教育指導課長（上田由実子）、教育支援課長（鈴木康仁）、文化振興課長（柳井谷光教）、子ども政策課長（長尾哲）、書記（木葉健介）、書記（久住孝大）

5 議事

- （1）専決（令和6年度鈴鹿市教育費第4号補正予算案）の承認について
（関係各課）
- （2）令和6年12月鈴鹿市議会定例議会提出議案に対する意見聴取について
（教育総務課）

6 報告事項

- （1）学校給食費の改定について（教育総務課）
- （2）学校再編準備委員会の進捗状況について（教育政策課）
- （3）中学生ピロリ菌検査実施について（学校教育課）
- （4）「令和7年鈴鹿市二十歳のつどい」について（文化振興課）
- （5）市民学習活性化事業 すずか市民アカデミー「まなベル」特別講座について
（文化振興課）
- （6）第3期鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画（案）について（子ども政策課）

7 その他

- （1）令和6年12月教育委員会定例会の開催について

8 傍聴人 4名

（教育長）皆様、こんにちは。定刻となりましたので、ただ今から令和6年11月教育委員会

定例会を開催します。本日の議事録署名委員は、服部委員にお願いいたします。

なお、本日は郡山小学校での開催でございます。校長先生を始め、教職員の方々におかれましては、御協力ありがとうございます。また、学校運営協議会、PTAの関係者の方々におかれましては、お忙しいところ、傍聴いただきありがとうございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

(教育長) それでは、議事に入ります。議案第 2153 号「専決（令和 6 年度鈴鹿市教育費第 4 号補正予算案）の承認について」をお諮りします。

(書 記) 議案を朗読

(参事兼教育総務課長) 提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき市長から意見を求められた令和 6 年度鈴鹿市教育費第 4 号補正予算案について、鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定により専決したので、同条第 2 項の規定により、この議案を提出いたします。

(参事兼教育総務課長) それでは、私からは議案第 2153 号「令和 6 年度鈴鹿市教育費第 4 号補正予算案」について、教育費全体の補正予算案について一括して説明申し上げるとともに、教育総務課所管分の項目について、説明いたします。その後、教育政策課より所管分に係る説明を申し上げます。まず、第 4 号補正予算案につきましては、12 月定例議会へ提案するために、予算編成過程としまして 9 月に各課にて見積書を作成し、財政課へ提出をしております。その後、予算要求内容について政策経営部長査定、副市長査定を経て 11 月上旬に、最終、市長査定を受けたものでございます。議案書の 2 ページを御覧ください。まず、「1 教育費補正額」でございますが、補正前の額は、86 億 1,212 万 5 千円でございます。今回の補正は、1,785 万 4 千円の増額をお願いするものでございまして、補正後の額は、86 億 2,997 万 9 千円となります。

次に、財源内訳でございますが、一般財源 1,785 万 4 千円でございます。補正予算案全体に関する説明は以上でございます。次に、教育総務課所管分の項目について、説明いたします。「3 債務負担行為（追加）」を御覧ください。本補正予算におきましては、債務負担行為として「学校給食センター施設改修事業」につきまして、令和 7 年度までの期間で限度額 3,900 万円を計上しております。内容といたしましては、「鈴鹿市公共建築物個別施設計画」に基づき、学校給食センターの厨房機器の 1 つでありますスチームコンベクションオーブンにつきまして、老朽化のため、更新を行おうとするものでございます。更新設置作業につきましては、来年度の夏季休業中に行う予定ですが、製造に約 3 か月を要しますことから、今年度から調達に向けた手続きに着手する必要があるため、債務負担行為として本補正予算に計上するものでございます。教育総務課分についての説明は以上でござ

います。

(参事兼教育政策課長) それでは、教育政策課所管分について説明申し上げます。2 ページを御覧下さい。「2 教育費補正額内訳」といたしましては、(項) 小学校費 (目) 学校建設費、補正額内訳 973 万 6 千円のうち、123 万 6 千円を計上しております。これは、令和 4 年度に建設しました飯野小学校仮設教室の固定資産税、都市計画税、不動産取得税につきまして、当該仮設教室は賃貸借として建設しており、所有者は受注者となっておりますが、「受注者による公租公課の負担は無いものとする。」として賃貸借契約をしております。税の支払いを既に受注者が行っておりますので、早急に公租公課相当額分の賃貸借料の支払いが必要となったためでございます。

続きまして、(項) 小学校費 (目) 学校建設費、補正額内訳 973 万 6 千円のうち、850 万円を計上しております。これは令和 5 年度にモデル校として長太小学校、白子小学校、玉垣小学校の屋内運動場のアリーナに設置しました空調設備等について、約 2 年間の賃貸借契約であり、契約期間は令和 7 年 3 月 31 日までとなっております。当該契約では、契約終了後、受注者が空調設備等を撤去することとなっておりますが、継続して空調設備等を使用するため、所有権移転をするものでございます。

次に、(項) 中学校費 (目) 学校建設費、補正額内訳 811 万 8 千円を計上しております。これは飯野小学校の仮設教室と同様に、令和 4 年度に建設しました白子中学校仮設校舎の固定資産税、都市計画税、不動産取得税につきまして、当該仮設校舎は、賃貸借として建設しており、所有者は、受注者となっておりますが、「受注者による公租公課の負担は無いものとする。」として賃貸借契約しております。税の支払いを既に受注者が行っておりますので、早急に公租公課相当額分の賃貸借料の支払いが必要となったためでございます。説明は以上でございます。

(教育長) ただ今の議案に御質問、御意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

(教育長) それでは、御意見もないようですので、お諮りします。議案第 2153 号「専決 (令和 6 年度鈴鹿市教育費第 4 号補正予算案) の承認について」を原案のとおり承認することに御異議はございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議がないようですので、議案第 2153 号を原案のとおり承認いたします。

(教育長) それでは、次に、議案第 2154 号「令和 6 年 12 月鈴鹿市議会定例議会提出議案に対する意見聴取について」をお諮りします。

(書 記) 議案を朗読

(参事兼教育総務課長) 提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条第 2 項の規定に基づく意見聴取について、鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則第 1 条第 3 号の規定により、この議案を提出いたします。

(参事兼教育総務課長) それでは、議案第 2154 号「令和 6 年 12 月鈴鹿市議会定例議会提出議案に対する意見聴取」について、説明申し上げます。議案書 3 ページ以降を御覧ください。令和 6 年 9 月教育委員会定例会、令和 6 年 10 月教育委員会定例会において、報告及び議案として説明させていただきましたとおり、現在、本市におきましては事務委任及び補助執行制度の運用について、「組織と権限の整合化」と根拠条文の明文化など「事務の適正化及び効率化」に取り組んでおります。これに伴い、現在、令和 6 年 12 月定例議会に図書館や博物館などの社会教育に関する教育機関の設置、管理及び廃止に係る事務及び文化財の保護に関する事務に係る市長部局への移管について関係条例の改正案が提出されております。そして、この度、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 23 条第 2 項に基づき、鈴鹿市議会議長より、本教育委員会に対し、当該条例改正案に関する意見を求められておりますことから議案としてお諮りするものでございます。説明は以上でございます。

(教育長) ただ今の議案に御質問、御意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

(松嶋委員) 教育委員会でどうにかなる問題ではないかもしれませんが、手続論として 2 回出てくる形は、何とかならないのかと思いました。前回の定例会にて、市長からの意見聴取ということで諮り、今度は市議会から意見を求められるというところで、手続論であると思うのですが、同じ内容であれば 1 回で済む方法がないのかと単純に感じた次第です。

(参事兼教育総務課長) 松嶋委員がおっしゃるように、提案させていただいている内容は同じものでございますけれども、10 月にお諮りしました議案につきましては、市長から教育委員会に対し、市議会へ議案として提案する前に意見を求められたものでしたが、今回は、12 月市議会定例議会に提案した議案に対して、市議会から教育委員会へ意見を求められたものでございます。どうしても法律上の手続きとして必要になってまいりますので、手続きが 2 回に渡ってしまうというのは、致し方ないものとして御了承いただければと思います。

(松嶋委員) 手続きとしてやむを得ないことは理解していますが、今後、改善する余地が図れないものかというところでお話をさせていただきました。

(教育長) ほかによろしいでしょうか。それでは、御意見もないようですので、お諮りします。議案第 2154 号「令和 6 年 12 月鈴鹿市議会定例議会提出議案に対する意見聴取について」を原案のとおり承認することに御異議はございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議がないようですので、議案第 2154 号を原案のとおり承認いたします。

(教育長) それでは、次に報告事項に移ります。報告事項 1 番目の「学校給食費の改定について」をお願いいたします。

(参事兼教育総務課長) それでは、私から「学校給食費の改定」について、説明申し上げます。報告資料の 1 ページを御覧ください。まず、(1)「給食費の現状について」でございますが、表の左側は幼稚園・小学校の内容を、右側は中学校の内容を記載しております。本市における給食費は、平成 30 年度以降、幼稚園・小学校は月額当たり 4,200 円、年額 46,200 円、中学校は月額当たり 4,750 円、年額 52,250 円に設定しておりますが、近年の物価上昇により、食材調達が難しくなっているのが現状でございます。資料は、月額当たりの額で表示しておりますが、幼稚園・小学校及び中学校のどちらも、令和 5 年度以降、給食費を食材費が上回っており、差額につきましては、公費により補填を行っている状況でございます。本来ですと、学校給食法第 11 条及び同法施行令第 2 条により、給食の実施に係る経費のうち、食材調達に要する費用は保護者の負担とされておりますが、令和 5 年度及び 6 年度につきましては、急激な物価上昇であったという社会情勢を考慮して、公費負担で対応してまいりました。しかしながら、継続して公費負担を行うことは、本市の財政状況及び法の趣旨から難しい現状でありますことから、給食費の改定が必要な状況になっております。

次に、(2)「今後の給食費の額及び負担額について」を御覧ください。改定額の案でございますが、幼稚園・小学校で月額当たり 4,800 円、年額で 52,800 円、中学校で月額当たり 5,400 円、年額で 59,400 円で、今年度の食材費と同額の設定でございます。改定額の案につきましては、消費者物価指数等を使用して算出した額になりますが、負担いただく保護者にとって急激な値上がりにならないように配慮させていただいた設定としております。なお、改定額(案)につきましては、11 月 5 日に開催しました「鈴鹿市学校給食費検討会議」におきましても了承を得ており、併せて庁内会議におきましても承認をいただいております。また、今後も想定以上の物価上昇が続く場合には、年度途中でありましても価格改定を行う必要があると考えております。併せて、毎年、社会情勢を考慮した上で、適正額について検討を行う予定です。今後の予定でございますが、市議会への説明を行い、年明けの 2 月には本定例会におきまして当初予算案を提出させていただき、校園長会、鈴鹿市

P T A 連合会への説明、保護者の方々への通知を予定しております。その上で、3月末に規則改正を行い、令和7年4月から給食費を改定する予定で進めてまいりたいと考えております。説明は以上でございます。

(教育長) ただ今の報告に御質問、御意見がございましたらお伺いしたいと思います。

(笠井委員) 「(2) 今後の給食費の額及び負担額について」の2番目に、年度途中の価格改定が今後も予想されるという状況を、前もってお話されていると思うのですが、正式に保護者の方からの御負担を増やすときには、P T A、学校、保護者の方への御説明がどうしても先行するので、今後、年度途中の改定が見込まれる場合には、今年度、前年度のように一旦、市が公費で負担して、そこから年度替わりのタイミングで保護者の方への負担をお願いや周知をして最終的に改定するという流れに、手続きとしてはなるのでしょうか。

(参事兼教育総務課長) 現状では、今後の公費負担は考えておりません。給食費の適正額につきましては、学校給食費検討会議という場を持たせていただいて、そこには保護者代表の方、学校長、幼稚園長も出席いただいた上で、検討いただいております。そういった必要な手続きを踏まえた上で、仮に年度途中で改定が必要になった場合には、前もって必要な会議の場を持ちまして、保護者への負担をお願いしたいと現状では考えております。

(教育長) それでは、御意見もないようですので、次の報告事項に移ります。報告事項2番目の「学校再編準備委員会の進捗状況について」をお願いいたします。

(参事兼教育政策課長) それでは、報告事項の2ページを御覧下さい。「学校再編準備委員会の進捗状況について」でございます。合川、天名、郡山の小学校3校による学校再編について、準備委員会の進捗状況を報告させていただきます。「1 各部会の進捗状況」につきましては、9月の定例会以降、通学・安全部会と総務部会を開催しております。

まず、「(1) 通学・安全部会」でございますが、9月30日に第3回を開催し、スクールバスの運行ルート及び乗降場所について、保護者や地域の御意見をいただきながら、継続して検討を行っております。乗降場所(案)につきましては、地域や保護者の意見を伺い、現地確認を部会委員や自治会長などとさせていただくとともに、運行ルートや乗降場所について安全上の問題はないか鈴鹿警察署と協議を行い、また、バス運行事業者にもヒアリングを行いました。その上で、現在の運行ルート・乗降場所(案)が4ページのとおりでございます。こちらは、登校時の運行ルート案でございますが、下校時の運行ルートも同じでございます。運行ルートは4ルートあり、車両は中型バス2台、小型バス2台での運行を考えております。登校時は1便、下校時は低学年と高学年では、下校時刻が異なるため、2便の運行を考えております。資料に記載の集合時刻などは、現段階での想定となっております。

ります。運行ルートについては、まず、青ルートでございますが、御菌町から「新たな小学校」へ向かうルートで、39 人の乗車で中型バスを想定しております。続いて、緑ルートです。徳田町から「新たな小学校」へ向かうルートで、25 人の乗車で小型バスを想定しております。続いて、赤ルートですが、御菌町の一部と徳居町から「新たな小学校」へ向かうルートで、26 人の乗車で小型バスを想定しております。最後は、黄ルートで、三宅町と長法寺町から「新たな小学校」へ向かうルートで、35 人の乗車で中型バスを想定しております。乗降場所については、現在、地域と協議中の場所もございますが、本年度中には確定し、地域での見守り体制などの協議を進めていきたいと考えております。また、運行ルートが固まりつつありますので、教育政策課では市内及び近隣のバス運行事業者へのヒアリングを行い、運行体制や契約手法等についての検討も進めております。2 ページに戻っていただき、「(2) 総務部会」でございますが、今月 12 日に第 4 回を開催し、閉校式について、第一部は市主催の記念式典とし、第二部は、各地域が主体となった実行委員会形式での記念行事の実施を依頼しております。また、閉校記念リーフレットについても実行委員会のほうでの編集をお願いしております。実行委員会のメンバーにつきましては、各小学校区で、12 月末までに決めていただき、本年度中に実施日や実施内容についての計画を立てていきたいと考えております。

続きまして、「新たな小学校」の校名案選定についてでございますが、校名案を募集していく事につきましては、9 月定例会にて報告申し上げましたが、募集結果について、5・6 ページを御覧ください。10 月 7 日から 11 月 6 日の 1 ヶ月間で募集したところ、児童や保護者、地域住民の方から 345 点の応募がありました。この 345 点をもとに、総務部会で一次審査を行っていただきました。委員からは、「南部に位置する地域なので、『南』が付いた校名が良いのではないか。」「校名を聞くと同時に地域も連想されるようなものが望ましい。」「誰にとっても（特に子ども達たちが）分かりやすく、覚えやすい校名を選定すべきである。」などの御意見をいただき、審査の結果、2 ページの下段の表に記載の 10 点が選定されました。この一次審査で選定された 10 点について、11 月 18 日から 11 月 27 日まで、小学校 3 校の児童が投票を行っており、児童の投票結果をもとに、12 月 10 日開催予定の第 5 回の総務部会で二次審査を行い、3 案程度に絞り込んでいただき、来月、12 月 24 日開催予定の教育委員会 12 月定例会において、最終案を選定していただく予定となっておりますので、よろしくお願いいたします。また、資料への記載はございませんが、11 月 21 日に学校運営部会を開催し、天栄中学校区における教職員の研修体制について検討を行っております。そのほか、部会としては開催しておりませんが、3 小学校の P T A 部会の委員が集まって、新 P T A 組織の規約等の案の検討をいただいております。令和 8 年度の開校に向けて、それぞれのお立場で御協力をいただいております。

次に、3 ページを御覧ください。「2 今後の会議開催予定」でございますが、(1) 代表者会議は、本日、この郡山小学校で 19 時より開催されます。(2) 総務部会は、先ほど申し上げましたとおり、12 月 10 日に校名案の二次審査を行います。(3) 跡施設利用検討部

会は、12月16日に放課後児童クラブ及び学校施設開放事業について、担当課にも出席いただき、現状と今後の方針について説明をいただく予定でございます。以上が報告となります。

(松島委員) 以前にも同じ質問をしたと思いますが、各部会の開催回数を重ねてきたことで、当初想定していなかった課題等で新たなものが出てきていけば教えてください。

(参事兼教育政策課長) 順調に会議の方をさせていただいておりますので、特にはありませんが、バス事業者の方とコスト面などの折合いの部分を含めていくところであると考えております。

(教育長) ただ今の報告に御質問、御意見がございましたらお伺いしたいと思います。

(教育長) それでは、御意見もないようですので、次の報告事項に移ります。報告事項3番目の「中学生ピロリ菌検査実施について」をお願いいたします。

(学校教育課長) それでは、私からは報告事項3番目、「中学生ピロリ菌検査実施」につきまして、11月19日に開催されました第9回検討委員会の内容について報告申し上げます。資料7ページを御覧ください。今年度の実施につきましては、現在、1次検査を終え、2次検査に向けて、準備を行っている段階でございます。(1) 11月5日には、2次検査実施医療機関向けの説明会が開催されております。今回の検討委員会では、(2)にありますように、1次検査を終えての意見交換が行われまして、1次検査受検率を高めることについて、保護者や学校関係者への広報活動の必要性や、採尿容器回収に係る課題について、回収時期や提出が遅れた生徒への対応などの意見が出されました。その後、(3)令和7年度に向けまして、学校検尿日と同日に実施することや、採尿容器回収については、今年度の課題や、他市の方法も参考に検討することを確認しました。また、(4)治療費助成につきまして、地域医療推進課から今年度は自費とするものの、来年度は公費を検討しているとの説明がありました。最後に、今年度実施の今後の予定につきましては、11月中旬に、受検者全員に1次検査結果、陽性者には2次検査案内や受診券の送付、そして、12月から3月にかけて、2次検査の実施及び受検者への結果説明となっております。説明は以上でございます。

(教育長) ただ今の報告に御質問、御意見がございましたらお伺いしたいと思います。

(笠井委員) 私もこの検討委員会に委員として参加しましたので、補足させていただきます。まず、「(2) 今年度の1次検査結果を受けて」について、今年度、本市で初回のピロリ菌検

診でしたけれども、準備期間もかなりタイトなスケジュールであったため、大変であったと思います。その結果としましては、1次検査を受検された方が43%という、予想のほかに少ない結果であったことを医師会の先生方も少し残念がっておられたというのが現状です。軌道に乗ってくれば、大体、各自治体、三重県の他の市町もそうですが、8割から9割ぐらいの方が受けていただいている検診に当たりますので、本市も是非ともそこに向けて、周知をしていきたいという内容の意見が出ました。その中でやはりスケジュールをきちんと決めていく、例えば次年度でしたら学校検尿と合わせて実施する方向でということで、医師会の方も喜んでおられました。周知について、「この検診は何のために行うのか。」「検診を受けることによってどういうメリットがあるのか。」ということを含めて、各学校向けに周知に行かせてもらった方がいいのではないか、研究会と合わせてそういった情報を提供するといいのではないかという意見も出ておりました。

(教育長) それでは、御意見もないようですので、次の報告事項に移ります。報告事項4番目の「『令和7年鈴鹿市二十歳のつどい』について」をお願いいたします。

(文化振興課長) それでは、私からは報告事項の4番目「令和7年鈴鹿市二十歳のつどい」につきまして、御説明申し上げます。資料の8ページを御覧ください。まず、「令和7年鈴鹿市二十歳のつどい」でございますが、開催日時は、令和7年1月12日(日)午後1時受付開始、2時に式典を開始し、3時に終了予定でございます。開催場所は、イスのサンケイホール鈴鹿で開催させていただきます。

次に、対象者でございますが、11月1日現在で、男性1,050人、女性989人の合計2,039人でございます。なお、昨年度は、対象者2,088人に対しまして参加者数は1,286人と対象者の61.6%の方に御参加いただきました。「令和7年鈴鹿市二十歳のつどい」も同様の参加者を見込んでおり、イスのサンケイホール鈴鹿の固定席は1,275席ございまして、サブ会場として、2階の展示室に約200席を用意しております。対象者の方への周知につきましては、令和6年11月1日現在で鈴鹿市に住民登録をされている方へ、12月上旬に案内通知を送付の予定でございます。住民票が本市になく「令和7年鈴鹿市二十歳のつどい」への参加を希望される方につきましては、文化振興課まで連絡いただければ、案内状を送付させていただきます。「令和7年鈴鹿市二十歳のつどい」開催当日は、案内状を持参いただき、お持ちでない方につきましては、当日受付で、記帳をしていただく予定でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。また、二十歳のつどい実行委員は、女性3名、男性2名の計5名が公募により集まり、6月から既に6回の実行委員会を重ね、テーマやイベント内容を検討してきたところでございます。「令和7年鈴鹿市二十歳のつどい」にあたってのテーマは「Let's connect the time ～もう一度集え 鈴鹿人～」でございます。テーマには、現在と未来をつなぐために、もう一度故郷に集まろう！という思いが込められています。私ども文化振興課としまして、実行委員の思いが実現できるよう

に連携をとって、本番当日まで支援してまいります。

続いて、裏面を御覧ください。出席の御案内をさせていただき御臨席者の皆様でございます。なお、教育委員会の皆様には、御案内をお渡しさせていただきますので、是非、御臨席を賜り、二十歳の門出をお祝いいただきますようお願いを申し上げます。以上で報告とさせていただきます。

(教育長) ただ今の報告に御質問、御意見がございましたらお伺いしたいと思います。

(教育長) それでは、御意見もないようですので、次の報告事項に移ります。報告事項5番目の「市民学習活性化事業すずか市民アカデミー『まなベル』特別講座について」をお願いいたします。

(文化振興課長) それでは、私からは報告事項の5番目「市民学習活性化事業市民アカデミー『まなベル』特別講座」につきまして、御説明申し上げます。資料10ページを御覧ください。市民学習活性化事業市民アカデミー『まなベル』でございますが、7月の教育委員会で御報告させていただき、9月から11月の期間で6講座を実施しておりますが、今年度は、特別講座として市内の高等教育機関以外に三重県生涯学習センターと包括連携協定を締結している、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社から講師を招き、1月25日(土)に特別講座として市役所12階で2つの講座を開催する予定でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。今回は、受講料を無料とさせていただいております。募集につきましては、広報すずか12月5日号や市のウェブサイトに掲載するほか、チラシについては、公民館などの施設に配布する予定でございます。以上で報告とさせていただきます。

(教育長) ただ今の報告に御質問、御意見がございましたらお伺いしたいと思います。

(教育長) それでは、御意見もないようですので、次の報告事項に移ります。報告事項6番目の「第3期鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画(案)について」をお願いいたします。

(子ども政策課長) それでは、私からは報告事項の6番目「第3期鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画(案)」につきまして、説明申し上げます。別冊資料を御覧ください。この子ども・子育て支援事業計画は、「子ども・子育て支援法」で定める法定の計画でございます。計画期間は5年間と定められております。全7章から構成しております。順に御説明いたします。1ページ、第1章計画策定に当たっては、計画策定の背景と趣旨を記載しています。子どもや子育てを取り巻く状況が大きく変化する中、国が子ども子育て支援事業計画の策定することとした経緯、また、昨年度4月に、こども家庭庁が発足し、同時に、子ども

施策を総合的に推進することを目的として、こども基本法が施行、12月にはこども大綱が閣議決定されたこと、さらには、異次元の少子化対策としてこども未来戦略では、加速化プランが打ち出されていること等、国の動きを盛り込み、本市としてこれらの動向や社会情勢、また、現在進めている「鈴鹿市子ども条例（仮称）」の基本理念等を踏まえ、新たに、第3期計画を策定することを記載しています。2ページでは、計画の位置付けとして、法令の根拠、計画の性格、本市の関連する計画について記載しています。また、本計画は、鈴鹿市総合計画2031における推進プランとして位置付け策定するもので、関連する計画と整合を図っております。3ページでは、計画の期間、計画策定の体制を記載しております。次に、7ページを御覧ください。第2章子どもと親を取り巻く状況として、総人口、0～14歳人口、外国人の人口、出生数・出生率、世帯数、人口動態、女性の労働力率、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校の状況など、各種統計データを記載しております。18ページからは、本計画策定に当たり、昨年度実施いたしましたアンケート調査結果について記載しています。アンケート調査の対象・人数につきましては、第2期計画と同様です。19ページから34ページにかけては、本市の子育て支援等に関する現状について、すでに市ウェブサイトで公表していますアンケート調査結果報告書の中から抜粋したものを記載いたしました。そして、35、36ページでは、第2章の統計内容とアンケート調査からみた本市の傾向をまとめております。次に、39ページを御覧ください。第3章計画の基本理念等でございます。基本理念につきましては、第2期計画からの理念を継承するものとし、「次世代育成支援対策推進法」の基本理念と「子ども・子育て支援法」の基本理念、更に、「鈴鹿市子ども条例（仮称）」の基本理念についても盛り込んだ内容としております。40ページでは、まずは、本計画の基本的な視点として、基本理念で示している、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるような配慮の必要性和、子どもの権利を保障し、子どもの健やかな育ちへの支援ができる環境整備について記載しております。

基本目標では、鈴鹿市総合計画2031のビジョン1のみんなの目標1－1を達成するために展開する3つの基本施策を、本計画の基本目標とし、その体系図を示しました。45ページを御覧ください。第4章子ども・子育て支援事業の展開でございます。ここでは、事業の提供区域につきまして、これまで同様、市内全域を1区域として設定する旨を記載しております。46ページからは、子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について定めるとされている5年間の量の見込みと確保方策について、48ページの国が示す算出フロー、算出方法により算出しております。簡単な説明になりますが、量の見込みとは、利用予定数を意味し、確保方策は、利用定員や利用の受け皿の枠を意味しています。戻って、47ページの地域子ども・子育て支援事業を見ていただきますと、第3期計画からは、新たに（7）の子育て世帯訪問支援事業、（8）の児童育成支援拠点事業、（9）の親子関係形成支援事業、（18）の妊婦等包括相談支援事業、（19）の産後ケア事業が追加されました。「こども誰でも通園制度」については、令和8年度から地域子ども・子育て支援事業ではなく、乳児等のための支援給付事業と整理されることから、一覧には

掲載していません。なお、54 ページの子どもの人口推計については、国の手引きで示されている方法である「コーホート変化率法」を使用し、直近5年間の住民基本台帳の人口データを用いています。55 ページからの教育・保育について、60 ページからの地域子ども・子育て支援事業については、それぞれ現状と課題を記載し、国が示す手引きに基づき、アンケート調査による利用意向と人口推計を用いて、国の算出方法によって算出した各事業の「量の見込み」とその提供体制の「確保方策」を設定しております。量の見込みにつきましては、国の手引きに基づき算出した数値が、利用実績や利用見込みと乖離がある場合には、適正な補正を行うこととされています。77、78 ページの子ども・子育て支援事業の推進に向けた取組につきましては、国の基本指針において、本計画内への記載が求められている内容を記載しております。

次に、81 ページを御覧ください。第5章鈴鹿市放課後児童対策計画でございます。第2期計画では、「新・放課後子ども総合プランに基づく鈴鹿市行動計画」としており、引き続き、第3期計画と一体のものとして策定し、進行管理をしてまいります。計画の位置付けにもありますように、国の通知により、新・放課後子ども総合プランの終了後も、児童対策パッケージを踏まえ、継続的かつ計画的な取組を推進する観点から配慮する事項として、市が計画に盛り込むべき内容が示されましたことから、その通知に基づき策定いたします。82 ページには本市の現状、83 ページには放課後児童対策の推進に関する事項として、国が示す盛り込むべき内容と放課後児童対策における取組を記載しております。87 ページを御覧ください。第6章第2期鈴鹿市子どもの貧困対策計画でございます。「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に基づき策定するもので、鈴鹿市放課後児童対策計画と同じく第3期計画と一体のものとして進行管理いたします。計画の趣旨、位置付け、子どもの貧困の捉え方、アンケート結果による本市の現状、課題、そして、本市の取組について記載をしております。99 ページを御覧ください。第7章計画の推進に向けてでは、計画の評価、進行管理について、PDCAサイクルにより外部の有識者等を委員とした子ども・子育て会議において、毎年、事業の実施状況の点検・評価等の進捗管理を図り、必要に応じて、計画の見直しを行う旨を記載しています。最後に、資料編として、本計画の策定経過、委員名簿を記載いたします。今後のスケジュールですが本日の教育委員会定例会を経て、12月から1月にかけてパブリックコメントを行う予定としております。以上で報告とさせていただきます。

(教育長) ただ今の報告に御質問、御意見がございましたらお伺いしたいと思います。

(松畝委員) 先ほどお話しいただいたところの確認ですけれども、99 ページのところで、子ども・子育て支援会議で審議を受けた後に公表ということは、パブリックコメントのタイミングはその前であるという理解でよろしいのでしょうか。

(子ども政策課長) そのとおりでございます。まず、パブリックコメントを実施いたしまして、その後に子ども・子育て支援会議に諮ってまいります。

(松島委員) もう1点ですが、これは総合政策課が主体になるのではないかと思いますのですが、この事業計画も含めて多くの計画がありますよね。先ほど説明いただいた中でも、新たに置き換わる計画も中にはありますし、大元は総合計画がベースにあり、そこに集約されていくと思うのですが、現行の教育に関する計画が体系的に見られると分かりやすいと思うのですが、それらをまとめられたものはあるのでしょうか。

(子ども政策課長) 別冊資料「第3期鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画(案)」の2ページの計画関係図にて本計画の位置付けやイメージについてお示ししております。現在、お示しできるものとしては、この資料の中ではこの部分でございます。

(松島委員) そうすると、2ページの表の中にある計画が、現在実働している計画という理解でよろしいですか。

(子ども政策課長) 委員がおっしゃるとおりでございます。

(加藤委員) 細かいところで質問なのですが、先ほどの見込み量の計算で、国の試算に従って、この地域の実績と乖離がある場合には、補正をかけるということでしたが、それはどのようにされるのでしょうか。

(子ども政策課長) 国の示す算定式にまず当てはめまして数値を出します。その数値と近年の実績等と比較し、地域の実情により数字的に大きな乖離がある場合には、計画として位置付けるにあたり、担当課にて数値の調整をしております。

(加藤委員) 実績値は実績として良いと思うのですが、気になることとして、国などが定めているのは、サービスや施設が、本来このぐらい利用されないとビジョンが達成できないというところも含めての計画であると思います。そうすると、本来ならばこういう風にあって欲しいというところに向けては、もっと利用して欲しいのに、できていないから、何か別のこともしなくてはならないのではないかと思います。それで単に使っている実績だけで調整するというよりは、もっと理解をしてもらうことによって、その施設の利用が広がるということも合わせて考えていかなくてはいけないであるとか、そのあたりはどのように考えていますか。

(子ども政策課長) 委員のおっしゃる部分は、確かにその要素としてはあると思われます。

ただ、全国的に見ましても、例えば、現在、国が進めております「こども誰でも通園制度」でございますが、こちらは令和 8 年度から実施する部分の事業でございます。それを実際、どれだけ利用の見込みがあるのかと考えた場合に、やはり、東京や関東方面の都市部と、本市のような地方となりますと、やはり同じ扱いにはいかないのではないのではないか、どうしても、都市部になりますと待機児童の問題などがございます。その中で、待機児童の解決策までたどり着けないという中で、1 つの方策として出された位置付けでもあるのではないかと捉える部分がございますので、その例えで出しましたけれども、やはりその地域によって実情の部分はズレが生じて、統一の基準だけではないところも見受けられると考えられます。そういう意味で補正を認められていると捉えております。

(加藤委員) 補正は、やはり地域の現状に合わせても必要であるとは思っているのですが、アンケート内容を見たときに、例えば、社会性であったりとか、もう少し関心があってもいいものであるとか、サークルなどの集まる場所についても、すごくニーズが低かったり、それは出口で求められている現状と乖離があるのではないかと思います。それに対して、施設を作ったとしても利用率が低いのであれば、それは本来であれば必要なものに対する認識が低い地域なのではないかということを含めたデータをみて思いましたので、少しコメントをさせていただきました。

(教育長) それでは、御意見もないようですので、その他事項に移ります。「令和 6 年 12 月教育委員会定例会の開催について」をお願いします。

(参事兼教育総務課長) 令和 6 年 12 月教育委員会定例会でございますが、令和 6 年 12 月 24 日（火）午後 2 時から教育委員会室において、開催したいと存じます。

(教育長) ただ今の提案に、御異議ございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議がないようですので、令和 6 年 12 月教育委員会定例会を令和 6 年 12 月 24 日（火）午後 2 時から教育委員会室において、開催することにいたします。

11 月教育委員会定例会終了 午後 3 時 42 分

以上会議の顛末を録し、ここに署名する。

教育長 廣田 隆延

委 員 服部 直美